

**第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場（えひめ森林公園）
企画・準備等委託業務に係る受託者募集要領**

1 目的

この要領は、第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場（えひめ森林公園）企画・準備等委託業務の委託事業者選定に当たり、優れた企画力や遂行力をもつ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、運営経験などを有する事業者に委託するために実施する企画提案募集の方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「4 応募資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議を行った上で、実行委員会と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場（えひめ森林公園）
企画・準備等委託業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 提案限度額 金968千円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度額を超える提案については、無効とする。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

4 応募資格

本企画提案に応募しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（1）から（7）までの全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県の令和5～7年度競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(7) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

5 スケジュール

項目	日程
企画提案参加募集開始・質問受付開始	令和7年8月13日(水)から
参加申込書提出・質問受付期限	令和7年8月27日(水)まで
企画提案書提出期限	令和7年9月16日(火)必着
書面審査	令和7年9月下旬(予定)
審査結果の通知	令和7年10月上旬(予定)

6 プロポーザルへの応募表明

プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル参加申込書及び申告書(様式1)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月27日(水)17時15分まで
(持参する場合の受付時間: 平日の8時30分から17時15分まで)
- (2) 提出場所 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
(愛媛県農林水産部森林局全国植樹祭推進課内)
〒790-0002 愛媛県松山市二番町3丁目6-5 明治安田生命松山二番町ビル5階
- (3) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は書留必着)により上記の提出期限までに提出すること。
- (4) その他
応募表明後、辞退する場合は企画提案辞退届(参考様式3)を提出すること。

7 質問

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。

- (1) 受付期限 令和7年8月27日(水)17時15分まで
- (2) 質問の提出方法
メールのタイトルを「【質問書】第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場(えひめ森林公園)企画・準備等委託業務」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。
E-mail: syokujusai@pref.ehime.lg.jp
- (3) 回答
質問に対する回答は、令和7年9月3日(水)までに応募者全員に対して電子メー

ルまたはFAXで送付する。

8 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる書類①～④を全て提出すること。

- ① 企画提案の提出書（様式3） ……1部
- ② 見積書（様式4） ……1部
- ③ 企画提案書（参考様式1） ……正1部、副（写し）6部
- ④ 会社概要書（一部業務を委託する予定の会社を含む。）（参考様式2） ……正1部、副（写し）6部

(2) 提出期限 令和7年9月16日（火）17時15分まで

（持参する場合の受付時間：平日の8時30分から17時15分まで）

(3) 提出場所 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局

（愛媛県農林水産部森林局全国植樹祭推進課内）

〒790-0002 愛媛県松山市二番町3丁目6-5 明治安田生命松山二番町ビル5階

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により上記の提出期限必着にて提出すること。

(5) 記載内容

①書式

- ア 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも可とする。
- イ ページ数は30ページ以内（表紙を含む）とする。
- ウ 散逸しないような形で綴ること。

②記載要領

内容は以下の項目について留意して作成すること。提案のイメージが理解しやすいようにイラスト、絵、写真等を使用しても構わない。

ア より多くの県民の方々に「第76回全国植樹祭えひめ2026」を身近に感じてもらうとともに、えひめ森林公園の魅力を発信できるようなイベント内容を企画提案すること。

イ 誘客を促進するための広報及び宣伝方法を提案すること。

ウ イメージ図等を用いてわかりやすく会場レイアウト図を作成すること。

エ 令和8年度実施に向けての全体スケジュールや業務の実施体制を作成すること。

オ 再委託の予定の有無、再委託先の概要について記載すること。

カ 令和8年度会場運営経費を含む総費用について提出すること。委託料上限の目安は令和7年度企画準備等費用を含めて3,000,000円程度（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

キ 提案限度額の範囲内において、本業務の目的に資する効果的な取組があれば提案すること。

(6) 見積書の内容

企画提案内容を実施するために必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

9 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 3 (3) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書は提出できない。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。(軽微なもの及び実行委員会からの指示を除く。)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、本募集要領の記載内容に同意したものとす

る。

10 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

- ① 資料「第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場（えひめ森林公園）企画・

準備等委託業務に関する企画提案公募（プロポーザル）評価基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

② 審査は、実行委員会が設置する選考審査会において、書面により行う。

③ 企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

（2）委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類をもとに審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者（基準点（6割）以上の場合に限る。）を委託候補者とする。

最高点の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定する。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。

なお、基準点（6割）を満たすものがない場合は、再度公募する。

（3）審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、実行委員会ホームページに委託候補者の名称を公表する。

11 委託契約について

（1）契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、実行委員会と委託候補者の双方が合意に至った場合に、委託候補者から見積書を徴し、実行委員会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

（2）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

12 担当及び問い合わせ先

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局（愛媛県農林水産部森林局全国植樹祭推進課内）

〒790-0002 愛媛県松山市二番町3丁目6-5 明治安田生命松山二番町ビル5階

T E L : 089-961-1529

F A X : 089-961-1145

E-mail : syokujusai@pref.ehime.lg.jp